

2. 学術界や産業界におけるABS対策支援の取組について

(1)名古屋議定書実施に対する学術分野の対応

名古屋議定書実施に対する 学術分野での対応

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム 鈴木睦昭 (知的財産室長)

msuzuki@nig.ac.jp



2. 学術界や産業界におけるABS対策支援の取組について

(1)名古屋議定書実施に対する学術分野の対応

1. はじめに

II. 研究者が行わなければいけない対応

III. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

名古屋議定書の日本及び各国の実施により

- 提供国の手続きが明確になる
- ・国際的なお墨付きである国際遵守証明書が将来的に普及 ABS指針による手続きにより我が国の適法取得が明確になる

→遺伝資源の円滑な利用が促進されると期待

日本の国内措置であるABS指針は、範囲は明確、 義務事項は過度な負担ではない。また、遡及もない

提供国の法規制を守って遺伝資源の取得を行い、積極的な、海外からの遺伝資源の活用を行いましょう



このような場合に注意が必要です。



すでに海外から遺伝資源を取得を 行なっている研究者に向けて



- (1)提供国の関連する法規制をご確認ください 情勢にはご注意、法規制が改定することもあります
- (2)機関同士のMOU/MOA、MTAを交わすことを 推奨します
- (3)将来的に国際遵守証明書が普及 する方向です、現状普及は初期段階でありますが、 取得可能であれば取得し、国際遵守証明書が ABSクリアリングハウスに掲載されましたら、 ABS指針に沿って、環境大臣に報告ください



2. 学術界や産業界におけるABS対策支援の取組について

(1)名古屋議定書実施に対する学術分野の対応

1. はじめに

II. 研究者が行わなければいけない対応

III. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

海外からの遺伝資源取得と利用に必要な項目

1. ABS指針の遵守

- 1) 国際遵守証明書掲載者の環境大臣への報告
- 2) 5年後のモニタリングの対応
- 3) ABS指針の範囲の提供国からの申し出の対応

2. 提供国の法規制遵守、条約への対応

- 1)提供国の法規制に従い必要な許可を得て、遺伝資源を取得し 契約に従い遺伝資源の利用を行う
- 2)生物多様性条約の概念 (事前同意、利益配分、先住民対応) に従い、共同研究者と契約の下、リスクマネジメントを行い 活動を行う

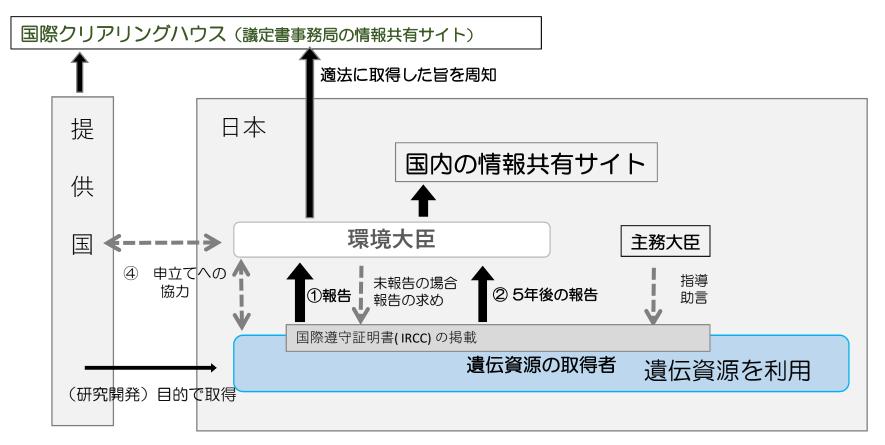
3. 生物多様性条約以外の遺伝資源移転に関係する法規制等の対応

例:植物防疫法、ワシントン条約、ITPGRFAなど

1. ABS指針の遵守

指針に従い報告やモニタリングに対応する事、指針記載事項を守り行動する事

- ・ABS クリアリングハウスに国際遵守証明書掲載の報告
- ・5年後のモニタリング対応
- ・申立てへの対応など



国際遵守証明書取得事例

メキシコから筑波大学へ植物遺伝資源ハヤトウリの分譲 ~ 生物多様性条約 名古屋議定書に基づく事例~ 平成29年3月9日 JST プレスリリース

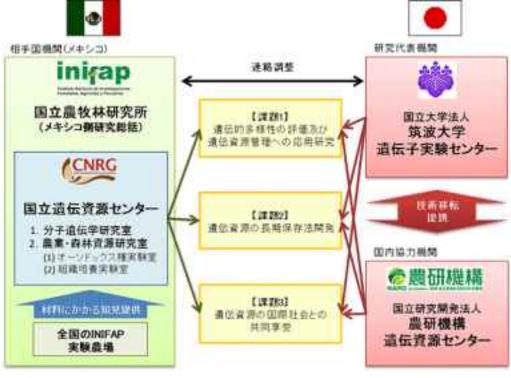


日本への分譲が承認されたハヤトウリ(実際の分譲は果実丸ごとではなく、試験管内 で組織培養された状態で行われる)

SATREPSメキシコ遺伝資源 プロジェクトの概要 研究課題名:「メキシコ遺伝資源 の多様性評価と持続的利用の基盤 構築」

出典 JST HPより http://www.jst.go.jp/pr/announce/20170309-2/

*ABS指針施行前なので、 報告義務なし

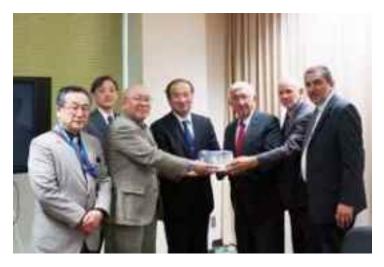


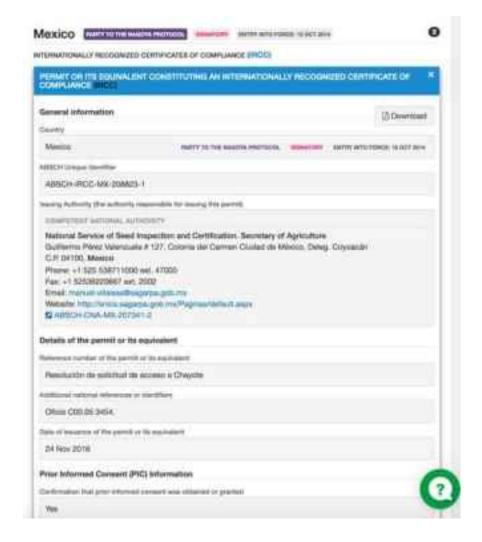
国際遵守証明書取得事例

メキシコから筑波大学へ植物遺伝資源ハヤトウリの分譲 ~ 生物多様性条約 名古屋議定書に基づく事例~ 平成29年3月9日 JST プレスリリース

http://www.tsukuba.ac.jp/news/n20170315.html

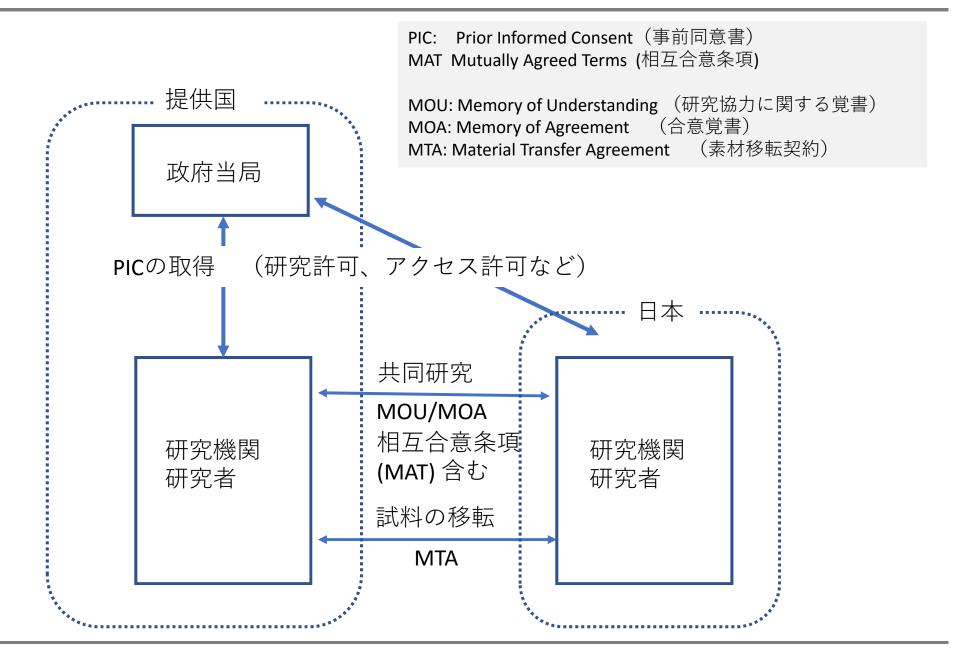
メキシコ政府から筑波大学に与えられたハヤトウリ分譲承認 名古屋議定書ホームページ (ABSCH) より Internationally Recognized Certificates of Compliance (IRCC)国際遵守証明書 発行





2. 提供国の法規制遵守、条約への対応

- 1)提供国の法規制に従い必要な許可を得て、遺伝資源を取得し 契約に従い遺伝資源の利用を行う
- 2)生物多様性条約の概念 (事前同意、利益配分、先住民対応) に従い、共同研究者と契約の下、リスクマネジメントを 行い活動を行う
 - ・提供国の法律・規制を遵守し遺伝資源を取得
 - ・法規制に従った提供国の当局からの事前同意(PIC)取得
 - ・機関間のMOU/MOAでのMAT(相互合意条件)設定
 - ・機関間のMTAによる移転
 - ・現地の地域住民や先住民族の配慮



MOU/MOA の例

タイトル:MEMORANDUM OF AGREEMENT BETWEEN [X] AND [Y] CONCERNIG JOINT RESERCH PROGRAM ON [プロジェクト名]

前文: 本契約の経緯など

- 1. 目的
- 2. 実施
- 3. 両者理解
- **4.** 報告・公開
- 5. 知財権
- 6. 遺伝資源へのアクセス
- 7. 利益配分
- 8. 資金とリソース
- 9. 個人活動の範囲
- 10.紛争解決
- 11.契約の有効性、改訂、終了 署名

MOU/MOA (

アクセスに関する条項や利益配分に関 する項目を入れる

タイ王国での進め方(1)



(2)The National Research Council of Thailand (タイ国家学術調査委員会NRCT)に申請し、 タイにおける研究の許可を得る



(3) タイ側がABSに必要な対応を行う。 権限のある政府省庁および生物資源を所有する政府省庁 など、(すべてタイ語となり実質日本側からは困難)

タイ王国での進め方(2)

提供国法規制の一例

各国対応する法規制が異なる。遺伝資源の種類によっても異なる。

関連する法律・規則



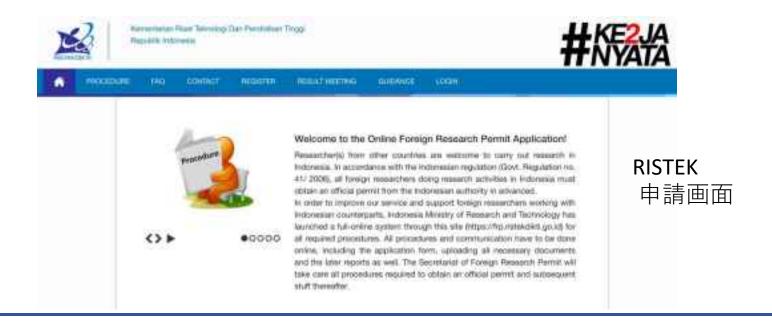
<u>② (8) タイ国籍の研究者または科学者が生物資源にアクセスする必要がある</u>

→日本の研究者単独の採取は行わない!

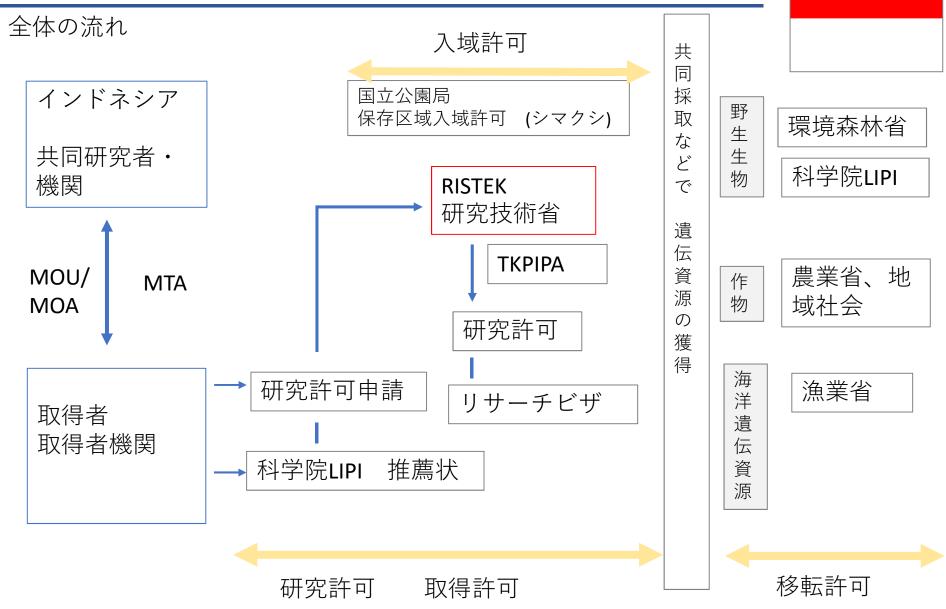
インドネシアでの進め方(1)

申請方法

- (1) 研究許可をRISTEK (研究技術省) に申請 (オンライン)
- (2) RISTEK が委員会(TKPIPA)で審査
- (3) 国立公園局保存区域入域には許可が必要
- (4) 国外持ち出しには、関係省庁の許可が必要



インドネシアでの進め方(2)



利益配分について

利益配分: 金銭的利益と非金銭的利益配分の例

金銭的

- アクセス料金、収集、前払金
- マイルストーン支払金
- ロイヤリティー支払金
- 商業化の場合の実施許諾料
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用の支援
- 給与、研究資金、共同事業、関連する知的財産権の共同所有

非金銭的

- 研究開発成果の共有
- バイオテクノロジー研究における協同(可能な場合は提供国で行う。
- 製品開発への参加
- 教育訓練、データーベースの受け入れ、知識と技術の移転、能力強化
- 能力開発、遺伝資源に関連する研修、科学研究報告へのアクセス
- 地域経済への貢献

利益配分の事例について



フィリピン 市場における魚類多様性調査(分類学的研究)

フィリピン大学に魚類コレクションの創設

フィリピン大学スタッフの招聘・国際ワークショップ

実験技術を現地に教育するためのマニュアル作成・無料配布

フィリピンの魚図鑑を作成し、地元で無料配布

利益配分の事例

フィリピン 市場における魚類多様性調査 (分類学的研究)









鹿児島大学総合 研究博物館 本村浩之 先生 の事例

利益配分

フィリピン大学に魚類コレクションの創設 フィリピン大学スタッフの招聘・国際ワークショップ 実験技術を現地に教育するためのマニュアル作成・無料配布 フィリピンの魚図鑑を作成し、地元で無料配布 ²⁰ 利益配分の事例 フィリピン

フィリピン大学に魚類コレクションの創設





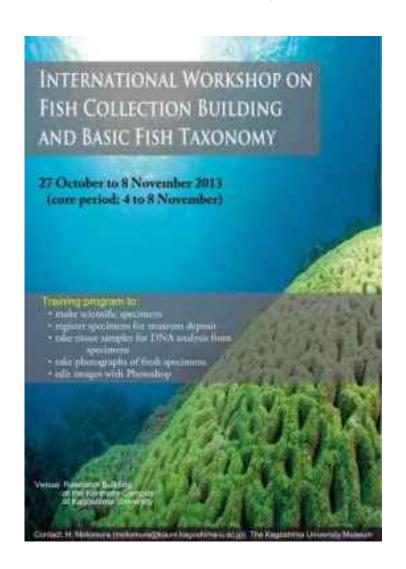


必要な機材・備品・消耗品を日本 から寄贈

現地スタッフのトレーニング(標本作成の方法やデータベースの扱いなど)

鹿児島大学総合研究博物館 本村浩之 先生 の事例 利益配分の事例 フィリピン

フィリピン大学スタッフの招聘・国際ワークショップ



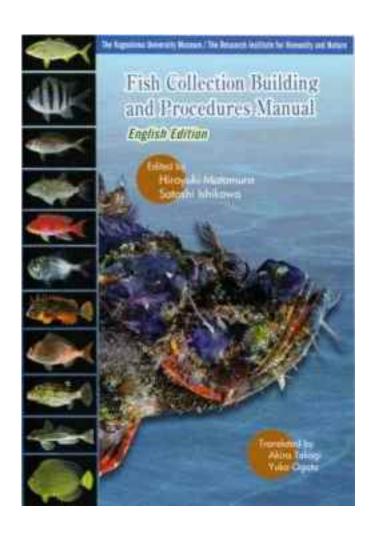
フィリピン大学のスタッフを鹿児島大学に招聘して、標本の管理方法や基礎的な研究手法の教授



鹿児島大学総合研究博物館 本村浩之 先生 の事例

利益配分の事例 フィリピン

実験技術を現地に教育するためのマニュアル作成・無料配布





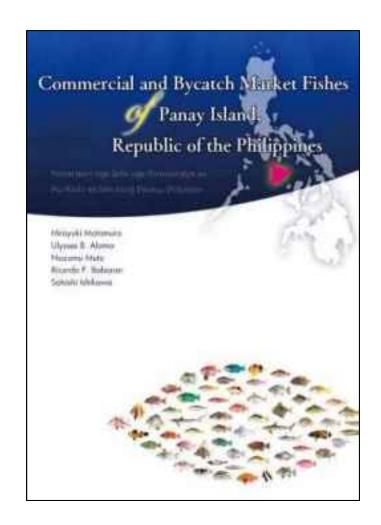


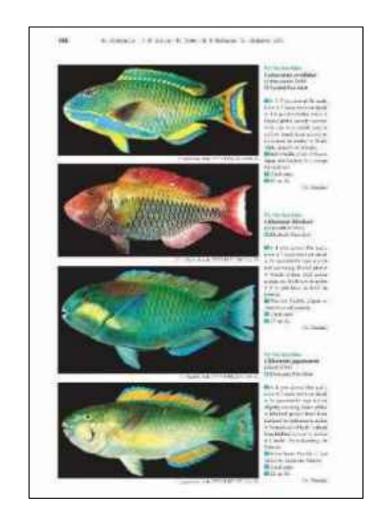
鹿児島大学総合研究博物館 本村浩之 先生 の事例 利益配分の事例フィリピン

フィリピンの魚図鑑を作成し,地元で無料配布

著者にフィリピン人を加え作成

600種を1000枚のカラー写真





日本から提供するときの対応

提供するときのMTA

- 1. 日本では提供国としての措置はないことを相手に 理解 してもらう(環境省HP 参照)
- 2. 提供MTAは各研究者ではなく機関発行とする
- 3. 提供する遺伝資源について過剰な責任を持たない
- 4. 学術同士の場合は、非金銭的な利益配分を 主な 利益配分とする。
- 5. 研究成果の帰属(論文共著者、データ共有など)を規定する
- 6. 関連する法規制の遵守を記載する
- 7. 契約書に「両国で名古屋議定書の国内措置の有無について理解をしている」という項目を記載する



日本から提供するときの対応

環境省HPより (http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/english.html)

ABS 構造資源の取得の機会及びその利用から 生でも利益の公正かっ個平な配分

文字サイズ 小 中 大 日本 カスタム検索 Q



名古屋頂定書について

政が図の国内領域について

語外部の研歴について

ラギリンク・お問い合わせ光

English

Access to Genetic Resources in Japan

Based on the provision for the optional determination on access to domestic genetic resources in Article 6.1, the government made a decision not to take access measures in the guidelines. In other words, users intending to access to genetic resources in Japan are not required to acquire the prior informed consent defined in Article 1 of the Protocol.

However, please note that collecting and/or importing plants, animals, microorganisms or other biological materials may be subject to other existing regulations (e.g. regulations regarding protected areas, endangered species, quarantine etc.) and agreements with land/specimen owners.

第6条第1項 国内遺伝資源へのアクセスに関する条項に従い、政府は指針では、アクセスに関する措置を行うことは決定しなかった。言い換えれば、日本における遺伝資源に関して、名古屋議定書第一条に規定された事前同意(PIC)を必要としない。

しかしながら、採取、輸入する植物、動物、微生物、そのほかの生物は、既存の法令(例:保護区域、絶滅危惧種、に関する規制、検疫)、土地、種の所有者の同意の上、行う。

日本から提供するときの対応

遺伝資源の採取場所や種類によって必要な手続きを行う

国立公園やその他の保護区域

the Natural Parks 自然公園

Natural Park Act

http://www.env.go.jp/en/laws/nature/law np.pdf

環境省HP

(日本語) (英語)

http://www.env.go.jp/park/doc/index.html

http://www.env.go.jp/en/laws/nature/index.html

日本の国立公園HP

https://www.env.go.jp/en/nature/nps/park/office.html

国立公園 各地の事務所 HP

□ http://www.env.go.jp/en/nature/nps/park/doc/

https://www.env.go.jp/park/office.html

絶滅危惧種

Endangered Species

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

Act on Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora

http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=2103&vm=04&re=02

その他



2. 学術界や産業界におけるABS対策支援の取組について (1)名古屋議定書実施に対する学術分野の対応

- 1. はじめに
- II. 研究者が行わなければいけない対応

III. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

III. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

- (1) 出張セミナー ABSに関する出張セミナー
- (2) ABS講習会 大学、研究機関のABS対応を支援するため、 定期的に講習会を実施しています
- (3) ホームページおよびメーリングリストによる情報発信(http://idenshigen.jp)
- (4) 相談窓口(直接支援)

海外からの遺伝資源の取得や大学のABS対応について 支援を行なっています。

出張セミナー

全国の大学に無料出張セミナー、学会等で啓発活動



出張セミナー





宮崎大学HPより

5月9日(火)、講師に国立遺伝学研究所(以下、「遺伝研」)知的財産室室長の鈴木睦昭氏をお招きし、「名古屋議定書関連の国際動向と学術分野での対応」と題しABSセミナーを開催、教職員及び学生60名の参加があった(主催:宮崎大学産学・地域連携センター)。

名古屋議定書の批准に伴い、今後は学術研究といえども海外の遺伝資源を入手し利用する際には「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS:Access and Benefit-Sharing)」の原則に従う必要がある中、鈴木氏には、今後大学教職員が直面する学術分野でのABS対応についてお話しいただいた。

参加者からは、「海外遺伝資源の取扱いがよく分かった」、「各国でルールが違うため、入手がスムーズに行える体制を作って欲しい」等の感想が寄せられた。

また、セミナーに先立ち、海外遺伝資源に関係する教職員や学生等が参加し、遺伝研との意見交換会を行い、本学教員が経験した海外遺伝資源採集手続きや今後の大学において取り組む内容等について活発な意見交換が行われた。 http://www.miyazaki-u.ac.jp/topics/20170509-3

ABS講習会

月に**1-2**回 情報・システム研究機構本部 (神谷町) 開催

本年度 基礎編を3回開催 今後、実務編 専門編 を予定



HPやMLによる情報発信

www.idenshigen.jp 「ABS 遺伝研」で検索



MLにご参加下さい。 週1回ニュース配信など

提供国情報の提供



各国の法規制や PICの取り方を説明



ライブラリー FAG 排放程件 契約者[PIC/HAT]武本 外部接接 インドネシナ オーステジリブ 2115 ケニア 34% 13/22-ブータン フィンタンド プランル ベナナム 455-0 45-#450 施アフリカ 大利市国 83 フィクピン マレーシエ 44 -CH 34 阿斯亚纳特洛

支援体制

文部科学省





ABS学術対策チーム 【中核機関:国立遺伝学研究所】



遺伝資源取得支援

資源取得分担機関:

- 九州大学 有体物管理センター
- 筑波大学 遺伝子実験センター
- 首都大学東京 牧野標本館

大学体制構築支援

体制構築ワーキンググループ:

- 東京海洋大学 · 三重大学
- 京都大学
- 名古屋大学 · 金沢大学(他)

岐阜大学

国際条約・会議 等への対応

遺伝資源取得支援

資源取得分担機関

- 九州大学 有体物管理センター
- ・筑波大学 遺伝子実験センター
- 首都大学東京 牧野標本銀

全国の大学の遺伝資源取得を支援をいたします

学術の総合窓口

遺伝研

ABS学術対策チーム

遺伝資源 取得分担 機関 九州大学 有体物管理センター

筑波大学 遺伝子実験センター

首都大学東京 牧野標本館

大学体制構築支援

体制構築ワーキンググループ:

- 東京海洋大学 · 三重大学
- 京都大学・鼓隼大学
- ·名古是大学 ·金沢大学(他)

名古屋議定書に関する大学等における体制構築ハンドブック www.idenshigen.jp より、ダウンロード可能

名古屋議定書に関する大学等における体制構築ハンドブック 1000003002705700 ナンッチルバイオリアーXブルジッチト 位任物値プログラム 日次 はじめに 第1章 生物多様性条約、名古是議定書、国内措置(指針)の概要 名古屋議定書に関する 第2章 大学等が取り組むべき体制について 対応項目説明 大学等における体制構築 2-1 指針も含めた名古知識定書実施対応 2-2 大学等が行うべき対応・取組 ハンドブック 2-3 担当部署・担当者の明確化 2-4 現状把鍵 2-5 機関内プロセス・ルール作り 2-6 機関内間知 岐阜大学、 第3章 各機関の事例 2017年5月18日 3-1 岐阜大学の取り組み 3-2 東京海洋大学の取り組み 東京海洋大、 3-3 三重大学の取り組み 第4座 参考資料 三重大学の取 4-1 遺伝資源取得事例 ABS 学術対策チーム 4-2 アンケート室 り組みを紹介 4-3 啓発用ポスター 4-4 関連サイト情報 科标

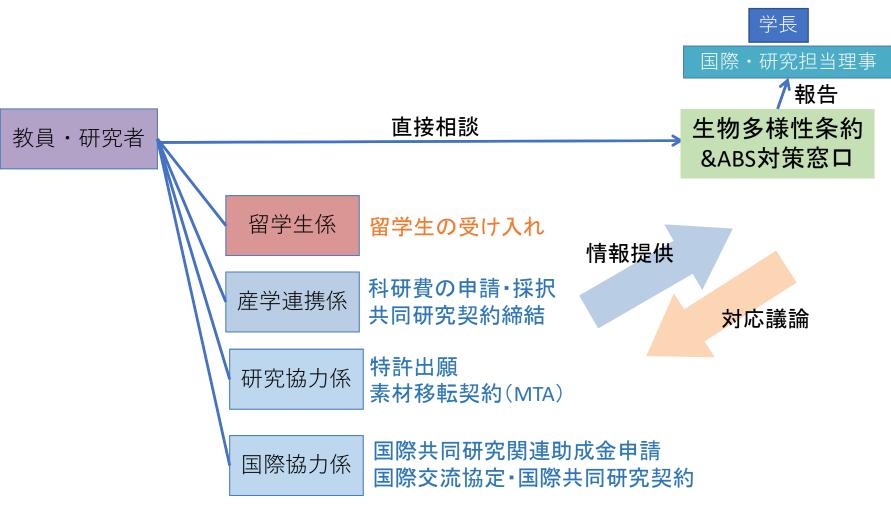
大学における取り組み

大学等における組織的な取組を進めることが必要

- ✓ 海外遺伝資源の利用状況や、関連する業務の体制・プロセス等に応じて、効果的・効率的な取組が行えるよう検討が必要
- ✓ 大学等においてまず取り組むことは、
 - ◆担当部署・担当者の明確化
 - ◆現状の把握
 - ◆学内プロセス、ルール作り
 - ◆学内周知

ABSに対する対応体制(事例)

国立大学法人東京海洋大学作成資料



- 情報は全て産学・地域連携推進機構内の対策窓口に集約
- 個々の条件に対して対応窓口が直接ヒアリング、対応を検討
- 必要であれば、教職員と連携し、相手国、カウンターパートとも交渉



2. 学術界や産業界におけるABS対策支援の取組について

(1) 名古屋議定書実施に対する学術分野の対応

ご質問・相談窓口

相談例

- 海外から遺伝資源を取得したいが どうすればいいですか?
- 私の試料は遺伝資源ですか?
- 大学の体制を構築したいけど我々の大学はどうすればいいのか?
- セミナーに来て欲しい。セミナー に行きたい。

国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム

abs@nig.ac.jp

055-981-5831

